



# 安全保障輸出管理ハンドブック

## Security Export Control Handbook

安全保障輸出管理とは、国際的な平和及び安全を維持するための一つの手段で、武器、軍用に転用される恐れのある規制対象の物や技術が、大量破壊兵器の開発者やテロリストなどに渡らないようにするための国際的な取り組みです。

この冊子は、教職員及び学生が、規制対象の貨物（実験器材など）や情報を国外に提供したり規制対象の技術を留学生などの外国人に提供する際に、注意しなければならない事項を簡単にまとめたものです。

金沢大学

先端科学・社会共創推進機構  
社会共創推進グループ 法務・知的財産戦略ユニット

社会共創推進部 産学連携支援課

2024/11/6版

# 1. 輸出規制の内容

①日本では、貨物や技術を輸出したり、p.5記載の「非居住者」、「特定類型該当者」に提供する場合、**外国為替及び外国貿易法**（以下「外為法」）によって、規制が行われます。この輸出規制には、リストに仕様が明記されたものを規制対象とする**リスト規制**と、対象品目に加えて、用途及び需要者も考慮して規制判断される**キャッチオール規制**があります。両規制の規制目的、規制対象地域はFig1の通りです。

規則	規制の目的	規制対象地域
リスト規制	兵器及び兵器の開発等に用いられるおそれの高いものを規制（リストで判断）	<b>グループAを含む全地域</b> 向け輸出が対象
キャッチオール規制	リスト規制対象外品で、用途や需用者によっては大量破壊兵器又は通常破壊兵器の開発等に用いられるおそれがあるものを規制（用途、需要者も含めて判断）	<b>グループA以外</b> の全地域向け輸出が対象

Fig.1: 規制の内容

※ **グループA(旧ホワイト国)**: 輸出管理優遇措置対象 27ヶ国

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国(2024年8月末時点)

②規制対象となる貨物又は技術を輸出する場合には、経済産業省へ申請し、許可を得る必要があります。

③金沢大学では、Fig2に示す手続きに従って、経済産業省への申請の必要性を判断しています。なお、申請の必要性を判断する際に、先端科学・社会共創推進機構の担当教員が務める輸出管理責任者が、申請者のご相談に対応しています。ご不明な点は、お問い合わせ下さい。

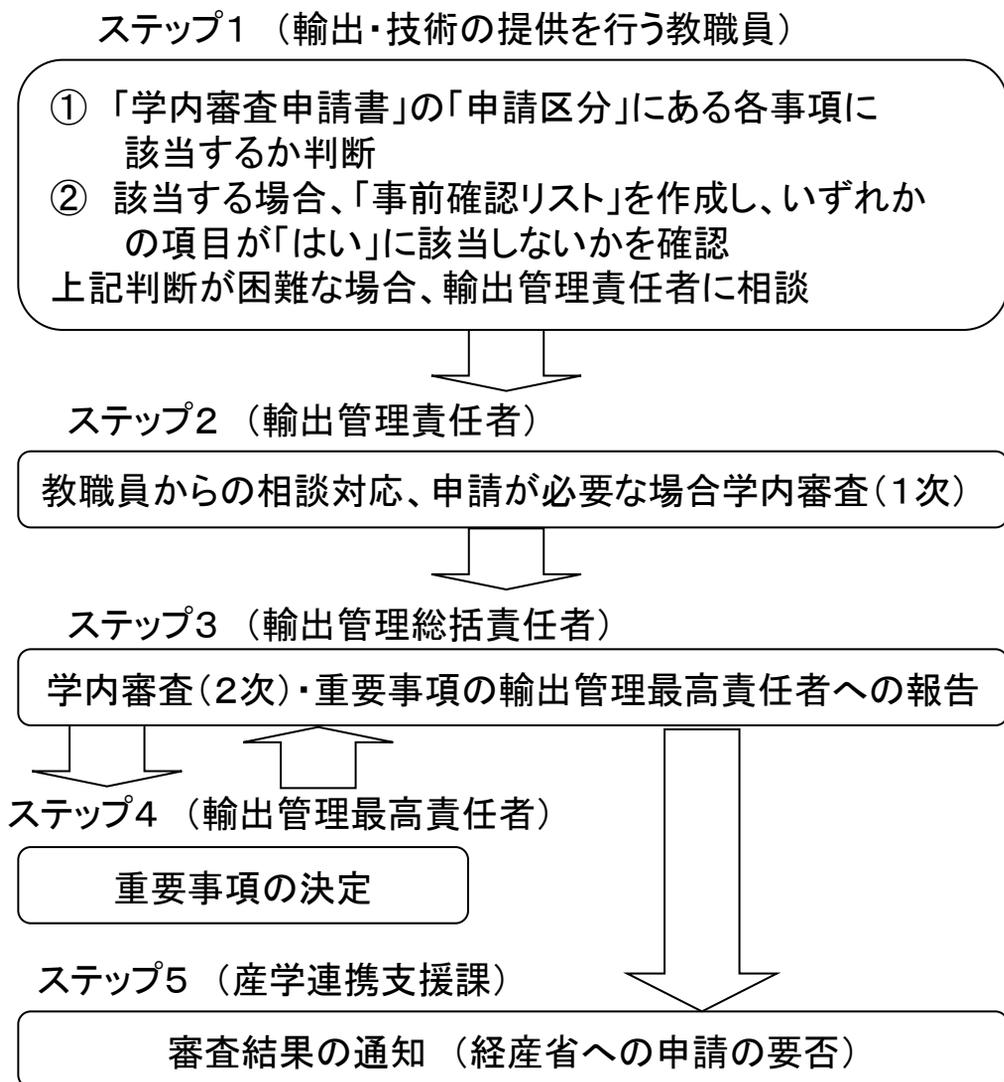


Fig.2: 学内の流れ(H27/11改訂)

## 2. 学内申請を検討すべき場合

「学内審査申請書」の「申請区分」にある、下記①から⑥の各事項に該当する場合、学内での申請が必要かどうか判断が必要です。

- ①外国居住者、入国後6月未満の者、外交官等への授業、指導、情報開示、打合せ、見学受入  
例：技術情報を記録した記憶媒体の提供、メールの送信  
海外からの来客に対するプレゼンテーション  
海外でのクローズドな会合でのプレゼンテーション  
大量破壊兵器開発に使用可能な技術や機器使用の指導
- ②国外に規制技術を持出す蓋然性の高い留学生、外国人研究者の受入  
入国後6ヶ月以上経過していても、リスト規制、キャッチオール規制の対象となる技術を将来国外に持ち出す可能性がある者の受入は、注意が必要です。特に、懸念国、国連武器禁輸国関係者の受入れは、ご相談ください。  
懸念国：北朝鮮、イラン、イラク（2024年8月現在）  
国連武器禁輸国：アフガニスタン、中央アフリカ、イラク、コンゴ民主共和国、、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン（2024年8月現在）  
2022年度より、留学生の受け入れは、打診があった時点で、履歴書研究テーマのわかる書面を部局の担当事務経由でご提出いただき、事前確認することになりました。ご協力お願いいたします。
- ③通信、郵便による外国への、資料、図面、データ、プログラムの提供
- ④外国への貨物（計測装置、サンプルなど）の提供  
説明・展示や、現地で自らが使用するために貨物を外国に送付する場合を含む
- ⑤海外の大学、研究機関、企業との共同研究契約の締結
- ⑥輸出等が行われることが明らかな技術や貨物の国内での提供  
外国企業の日本法人との共同研究等のご相談下さい

※海外出張にノート型PCを持ち出すことは許可不要です

## 【参考】 居住者と非居住者

下記の表で、法律上「非居住者」に当たる者に、貨物や技術の提供をする場合、その、貨物や技術の提供が、経済産業大臣の許可を必要とするかどうか、判断する必要があります。入国後6ヶ月経過した留学生などが、大学の籍や日本国内の居所を残したまま帰国し、再入国した際は、引き続き「居住者」として扱われます。留学生、外国人研究者の場合は、帰国時に規制技術持ち帰らせないように注意が必要です。

	居住者	非居住者
日本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本に居住する者</li> <li>・在外公館に勤務する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国の事務所(日本法人含む)に勤務する者</li> <li>・出国後2年以上外国に滞在する者、2年以上滞在する目的で出国し、滞在する者</li> <li>・一時帰国し、滞在期間が6ヶ月未満の者</li> </ul>
外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国内の事務所に勤務する者</li> <li>・入国後6ヶ月経過した者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国に居住する者</li> <li>・外国政府・国際機関の公務を帯びる者</li> <li>・外交官、領事館随員、使用人</li> <li>・入国後6ヶ月以内の者</li> </ul>

Fig3: 居住者/非居住者

## 【参考】 特定類型とみなし輸出管理

2022年5月より、外国政府や外国法人等の強い影響下にある居住者を特定類型と定義し、特定類型該当者への貨物・技術の提供は「みなし輸出」となり、非居住者への提供と同等の管理が必要となりました。



**契約**に基づき、外国政府・大学等の支配下にある者への提供

類型①

例①：日本の大学の教授であり、**外国大学と雇用契約を結び教授職を兼職**している者への提供

例②：外国大学から**サバティカル制度で我が国の大学に研究等に來ている大学教授**への提供



**経済的利益**に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者への提供

類型②

例①：外国政府から**留学資金の提供を受けている外国人留学生**への提供

例②：**外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加**し、多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者への提供



上記の他、国内において外国政府等の**指示**の下で行動する者への提供

類型③

例：日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている留学生への提供  
(類型③該当が疑われる者については、経済産業省が大学・研究機関に連絡することを主に想定)

### 3. 研修生・留学生について

研修生・留学生を受け入れる場合、以下の注意が必要です。

#### ①入国後6ヶ月以内

この期間は、外為法上「研修生・留学生は、非居住者」になります。従って、規制対象に該当する技術情報を提供又は使用させる場合には、経済産業省の許可が必要となります。

本学では、原則、公知の内容での教育をお願いしています。

#### ②入国後6ヶ月経過後

外為法上「研修生・留学生は、居住者」扱いになりますので、特定類型に該当しなければ、規制対象技術の提供が可能になります。しかし、研修生・留学生に「外為法」を遵守させる必要があります。規制対象の技術情報を本国にメール、faxしたり、帰国時に持ち帰らせないようにしなければいけません。受入時には、この点を考慮して、教育・研究計画をご検討下さい。

### 4. みなし輸出管理の明確化への本学の対応(2022年5月～)

前出の特定類型該当者への貨物・技術の提供には、非居住者への規制と同等の規制がされることになりました。本学では、経済産業省、文部科学省の指導に従い、下記の対応をとっております。御理解、ご協力をお願いいたします。

#### ①2022年5月以降の日本人を含む新規採用者

採用後、特定類型の該当性に関する誓約書を提出いただきます。

#### ②留学生の受入れ前の事前確認

留学生から提出された資料に基づき特定類型該当性を判断します。資料から明確に判断できない場合、非該当者として扱います。

## 5. 規制の対象外となる事項

以下の技術の提供の場合、申請不要です。

- ① 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等、不特定多数の者が入手可能な技術の提供
- ② 学会発表原稿又は展示会等の配布資料の送付、雑誌への投稿等により、当該技術を不特定多数の者が入手可能又は閲覧可能なもの
- ③ 原理究明を目的とするような基礎科学分野の研究情報の提供  
特定の製品の設計・製造に利用できる技術の提供は対象外
- ④ 工業財産権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に最低限必要な技術の提供
- ⑤ 新聞、書籍、雑誌等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供

## 6. 金沢大学の手続き

「外国への貨物の持出」や「非居住者への技術情報の開示」の予定がある時には、下記まで速やかに連絡下さい。

金沢大学 社会共創推進部 産学連携支援課

メール: [titeki@adm.kanazawa-u.ac.jp](mailto:titeki@adm.kanazawa-u.ac.jp)

学内の方の安全保障輸出管理に関するご相談先

先端科学・社会共創推進機構

社会共創推進グループ 法務・知的財産戦略ユニット

メール: [houmu-chizai@ml.kanazawa-u.ac.jp](mailto:houmu-chizai@ml.kanazawa-u.ac.jp)

# サンプル1 安全保障輸出管理にかかる学内申請書

## 記入部分

学内審査申請書番号
No.

別紙様式 1

令和 年 月 日申請

### 安全保障輸出管理にかかる学内審査申請書

輸出管理統括責任者(理事(研究・社会共創担当)) 殿

所属	
氏名	印

※申請者は太枠内を記入してください。

★PDF化した電子データにてメール提出される場合、押印は不要です

下記の技術の提供又は貨物の輸出につき、該非判定等学内審査をお願いします。

#### 記

貨物・技術の名称 (又は内容)	
貨物・技術の用途 (持ち出し・開示の 事由)	
申請区分	<input type="checkbox"/> 外国居住者、入国後6月未満の者、外国政府・国際機関所属の者、特定類型該当者※1への 授業、指導、情報開示、打合せ、見学受入等 <input type="checkbox"/> 留学生受入れ等、上記の者へ技術を提供する可能性の高い者への授業、指導、情報開示、 打合せ、見学受入 <input type="checkbox"/> 通信回線、郵便を用いた外国への、資料、図面、データ、プログラムの提供 <input type="checkbox"/> 外国への貨物の提供(説明・展示・自らの研究のために外国に送付する場合を含む) <input type="checkbox"/> 海外の大学、研究機関、企業との共同研究契約の締結 <input type="checkbox"/> 輸出等が行われることが明らかな技術や貨物の国内での提供
輸出国、提供先の 国籍	
取引先(需要者) ※2	機関名: 担当者氏名: 担当者役職: 種別(チェック): <input type="checkbox"/> 非居住者(外国居住、入国6月以内、外国政府・国際機関所属の者) <input type="checkbox"/> 特定類型1 <input type="checkbox"/> 特定類型2 <input type="checkbox"/> 特定類型3 判断根拠( )
添付資料 ※3	安全保障輸出管理にかかる事前確認リストを添付願います

※1 特定類型該当者とは 契約、資金提供等により、外国政府、外国法人等から強い影響を受けている非居住者以外の者を言います。ご不明な場合は輸出管理責任者にご相談下さい。

※2 直接の契約先と最終的な需用者(利用者)が異なる場合は、輸出管理責任者にご相談いただくようお願いします。  
輸出管理責任者: 目片強司 [t-mekata@staff.kanazawa-u.ac.jp](mailto:t-mekata@staff.kanazawa-u.ac.jp)

※3 当申請書と「安全保障輸出管理にかかる事前確認リスト」を記入し、pdf化し、以下へメールでご提出下さい。  
社会共創推進部 産学連携支援課 [titeki@adm.kanazawa-u.ac.jp](mailto:titeki@adm.kanazawa-u.ac.jp)

# サンプル2 安全保障輸出管理にかかる事前確認リスト1

## 記入部分

### 安全保障輸出管理にかかる事前確認リスト

教職員の皆さんの技術の提供又は貨物の輸出について、下記チェックリストに該当するかどうか個別に事前確認をお願いします。該当する場合や該当するか不明な場合は、このシートを「安全保障輸出管理にかかる学内審査申請書」に添付して提出願います。

注)学会発表・論文発表など公表することを前提とした原稿の送付、自己使用目的で海外へ PC を携行する場合は輸出管理の対象外となり、事前確認不要です。

1. リスト規制、キャッチオール規制、インフォーム要件の確認	
<p>【1】下記のリスト規制技術等に該当するか？</p> <p>1. 武器 2. 原子力 3. 化学兵器 3の2. 生物兵器 4. ミサイル 5. 先端素材 6. 材料加工 7. エレクトロニクス 8. 電子計算機 9. 通信 10. センサ 11. 航法装置 12. 海洋関連 13. 推進装置 14. その他 15. 機微品目</p> <p>⇒ 経済産業省 Web サイト「貨物・技術のマトリクス表」 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html">http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html</a></p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p>↓「はい」の場合</p> <p>貨物:輸出令 項 号 技術:外為令 項 号</p>
<p>【2】キャッチオール規制技術等に該当し、かつ、提供先の所在地が下記グループ A 国(旧 ホワイト国)以外であるか？</p> <p>グループ A 国…アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルク、大韓民国</p> <p>⇒ 対象品目は下記サイトから「16 項貨物・キャッチオール規制対象品目表」参照 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html">http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html</a></p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p>↓「はい」の場合</p> <p>16 項貨物・キャッチオール規制対象品目表 部 類</p>
<p>【3】経済産業大臣から輸出許可申請をすべき旨の通知を受けている</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>
<p>※1 上記【1】【2】【3】のいずれもが「いいえ」であれば申請は不要です。 上記【1】【2】【3】のいずれかに、「はい」がある場合は、以下の事項もご確認の上、本リストを添付して「安全保障輸出管理にかかる学内審査申請書」を提出ください。</p>	
2. 用途要件の確認	
<p>【4】大量破壊兵器等(核兵器、化学兵器、細菌兵器、ロケット、無人航空機)の開発、製造、使用、貯蔵に転用の可能性がある</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>
<p>【5】別表(※2)に挙げる行為(核燃料、核原料物質、原子炉(部品、付属装置含む)の開発、製造、使用、貯蔵、重水の製造、核融合、核燃料物質の加工・再処理)に転用の可能性がある</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>
<p>【6】別表(※2)に挙げる行為(軍や国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うか、これらから委託を受けて行うところの、化学物質、微生物、毒素、ロケット、無人飛行機の開発、製造、使用、貯蔵、または、宇宙に関する研究)である</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>
<p>【7】仕向地が、アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダンであって、通常兵器の開発、製造、使用のために用いられる可能性がある</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>
3. 需要者要件の確認	
<p>【8】需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか？ ⇒ 経済産業省 Web サイト「外国ユーザーリスト」 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list">http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list</a></p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>
<p>【9】需要者が過去から現在にかけて大量破壊兵器等(核兵器、化学兵器、細菌兵器、ロケット、無人航空機)の開発、製造、使用、貯蔵に当たる行為を行ったことがあるか？</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>
<p>【8】【9】少なくともどちらかが「はい」の場合、次ページのチェックリストも提出下さい。</p>	
<p>※1 安全保障輸出管理制度についての概要は、経済産業省の下記サイトも参照ください。 経済産業省「安全保障貿易管理」 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/anpo/">http://www.meti.go.jp/policy/anpo/</a></p> <p>※2 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成 13 年経済産業省令第 249 号)</p> <p>※ その他、不明な点等あれば、まずは下記にお問い合わせください。 E-mail : titeki@adm.kanazawa-u.ac.jp (事務窓口 : 社会共創推進部産学連携支援課)</p>	
<p>学内審査申請書整理 No.  【※申請者記入不要】</p>	

該当すれば次ページも記入

# サンプル2 安全保障輸出管理にかかる事前確認リスト2

記入部分



「明らかなき」を判断するためのガイドラインに関するチェックリスト  
 前ページ【8】【9】で、少なくともどちらかが「はい」の場合、以下の各項目について、確認して提出下さい。  
 なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に○を付けて下さい。

貨物等の用途・仕様	①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・－
	②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・－
貨物等の設置場所等の 態様・据付等の条件	③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・－
	④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している地域又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域である場合は、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい・いいえ・－
	⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・－
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・－
	⑦当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	はい・いいえ・－
	⑧異常に大量のスベアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・－
	⑨通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・－
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における 態様	⑩輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・－
	⑪製品及び仕向地から見て、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・－
	⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・－
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・－
	⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・－
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑮据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・－
	⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・－

# サンプル2 安全保障輸出管理にかかる事前確認リスト3

記入部分

外国ユーザーリスト 掲載企業・組織	⑪外国ユーザーリスト（最新のもの）に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（最新のもの）1. の（3）1）に掲げる核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致しない。	出い・W/E・一
外国ユーザーリスト 掲載企業・組織	⑫外国ユーザーリスト（令和4年3月10日付け20220307貿局第2号）に掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事情途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行うおととする者）が入手した文書、図面若しくは電磁的記録において、記載若しくは登録されていないこと、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていないこと。	出い・W/E・一
その他	⑬その他取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者から明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。	出い・W/E・一

学内審査申請書整理No. 【※申請者記入不要】
⑫